

「滋賀県移住支援金」のご案内

滋賀県では、東京圏から県内の対象市町に移住し、対象中小企業等に就業した方等を支援しています。

対象者には移住支援金が移住先市町から支給されます。

滋賀県内の対象市町

長浜市、甲賀市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、多賀町

移住支援金の額

- ・2人以上の世帯の場合：100万円

（一部自治体において、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大50万円が加算されます）

- ・単身の場合：60万円

Mother
Lake

滋賀県



手続の流れ

滋賀県移住支援事業
の詳細を公表

（滋賀県ホームページをご確認ください）

マッチングサイトで
対象求人を掲載

対象求人に
応募・就職

プロフェッショナル人材事業等
を活用して就業

移住先市町へ
移住支援金の
申請(※)

移住支援金
の支給

※移住から1年以内

- ・対象求人の情報は、滋賀県のマッチングサイト「WORKしが」のページからご覧ください。
<https://www.workshiga.com/>
- ・移住支援金を支給された方には、移住先市町から就業および定住継続の確認が行われます。



対象者の主な要件

移住元	・ 移住直前の10年で通算5年以上東京23区に在住（住民登録があり）、または東京圏に在住し、東京23区内に通勤している方 ※ 直近1年以上は東京23区内に在住または通勤する必要があります。 ※ 東京23区内の大学等へ通学し、23区内の企業へ就職した方については通学期間も対象となります。
-----	---

当てはまる

移住先	・ 対象市町へ移住した方 ・ 申請時において、転入から1年以内の方 ・ 5年以上継続して居住する意思のある方
-----	--

すべて当てはまる



就業の場合

- ・ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している方
- ・ 5年以上継続して就業する意思を有している方

テレワークの場合

- ・ 職務命令ではなく、自己の意思により移住した方
- ・ 移住先を生活の拠点として、移住元での業務を引き続き行っている方
- ・ 週20時間以上テレワークを実施する方

関係人口の場合

- ・ 移住先市町が個別に本事業における関係人口と認めた方
- ※ 令和7年度から農林水産業に就業される方も対象となります。詳細は検討している市町におたずねください。

起業の場合

- ・ 滋賀県起業支援金または滋賀県滋賀県ローカルベンチャー創出支援金の交付決定を受けていること

すべて当てはまる

すべて当てはまる

当てはまる

専門人材

- ・ プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を活用して就業した方



<https://www.shiga-plaza.or.jp/projin/>

左以外の方

- ・ 移住支援金の対象求人として道府県のマッチングサイトに掲載された求人に応募し就業した方



<https://www.work-shiga.com/>

当てはまる

支給対象者として移住支援金を受け取っていただける可能性がありますので、対象となる移住日の始期などの詳細な要件を滋賀県ホームページでご確認ください。



<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosan-gyou/shigoto/304820.html>

しがJU相談センター

移住に関するワンストップ相談窓口「しがJU（いじゅう）相談センター」をご利用ください。

住所：東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター内

電話番号：090-2730-4793

メールアドレス：shiga@furusatokaiki.net

業務日時：原則として毎週火曜日から日曜日（祝日を除く）10時～18時

【お問合せ先】

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課 産業ひとづくり推進室

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1（滋賀県庁東館4F）

TEL：077-528-3759 Email：fe0004@pref.shiga.lg.jp



2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です